# 兵庫県公報

平成31年4月2日 火曜日 第 3093 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及	
び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定(生活支援課)	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及	
び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の	
届出(同)	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及	
び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定(同)	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及	
び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の	
届出(同)	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及	
び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更の届出(同)	4
○ 昭和45年兵庫県告示第1405号(農業振興地域の指定)の一部改正(総合農政課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○ 昭和45年兵庫県告示第1638号(農業振興地域の指定)の一部改正(同)	4
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧(農地整備課)	4
〇同 上(同)	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等(道路保全課)	5
〇同 上(同)	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始(同)	6
〇同 上(同)	6
○同 上 (同) ···································	7
○ 道路の区域の変更 (同)	7
○ 兵庫県営住宅の使用料の収納事務の委託(住宅管理課)	8
○ 奨学資金貸付金償還金の収納事務の委託(教育委員会事務局財務課)	8
公 告 (7h 体	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課)	9
告示	

# 兵庫県告示第373号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
森口整形外科	伊丹市鈴原町1-9-3	平成31年2月1日
かわむら歯科	同 市荒牧3—6—9	同
訪問看護ステーションMSC兵庫	同 市寺本 3 — 2 昆陽の里コーポラス503	平成31年4月1日
ウエルシア薬局宝塚山手台店	宝塚市山手台西3-2-25	同 年3月1日

ポ	二一薬局	三木市末広 2 — 3 — 33 メゾン三木102	同 年2月1日
目	新堂薬局小花店	川西市小花2-7-1	同 年3月1日
丹	波市ミルネ訪問看護ステーション	丹波市氷上町石生2059—5	同 年4月1日

# 兵庫県告示第374号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
山名クリニック	高砂市伊保崎南 9 — 8	医療機関名称
医療法人社団淳清会吉積クリニック	丹波市氷上町成松494—1	同 上

# 2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
山中歯科医院	洲本市本町 3 — 1 —16
森口整形外科	伊丹市鈴原町1-1-8
ポニー薬局	三木市末広2-3-33 メゾン三木102
中倉眼科	川西市栄町25―1 アステ川西3階
柏原赤十字病院	丹波市柏原町柏原259—1
柏原赤十字訪問看護ステーション	同上
柏原赤十字病院	同上
中川医院	宍粟市山崎町庄能276
宍粟市夜間応急診療所	同 市山崎町今宿 5 — 15

# 兵庫県告示第375号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

^^^^^^^^^^^

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日

やまもとクリニック泌 尿器科	伊丹市西野 1 ―81 ヴィア・ラテア西野 1 階	医療法人社団やまもと クリニック泌尿器科	伊丹市西野1-81 ヴィア・ラテア西野1階	平成30年12月1日
医療法人社団兵庫青山 会やまさき青山クリニ ック	宍粟市山崎町金谷96— 1	医療法人社団兵庫青山会	小野市粟生町1778—2	同
グループホームしゃく なげ	篠山市川北1174—2	特定非営利活動法人にしきシャクナゲ	篠山市川北1174—2	平成31年3月1日

# 兵庫県告示第376号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ケアプランスイッチ オン伊丹居宅介護支 援事業所	伊丹市鴻池6-8-1	株式会社スイッチオン サービス	伊丹市鴻池 3 —16—10	所在地
ヘルパーステーショ ン宝塚あいわ苑	宝塚市山本東2-8- 20	社会福祉法人愛和会	豊中市寺内1-1-10	同上
ケアプランセンター 宝塚あいわ苑	同上	同上	回上	同上
長尾地域包括支援センター	同上	同上	回上	同上
訪問看護リハビリス テーションこころ川 西	川西市けやき坂 2 ―62 ―22	株式会社ケアマインド	川西市けやき坂 2 ―62 ―22	同 上
訪問介護ステーショ ンこころけやき坂	同上	同上	同上	同上
西川株式会社ネーブ ルハウス三田事業所	三田市三田町54-5- 105	西川株式会社	東京都中央区日本橋富沢町8-8	名 称 所在地

# 2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
ステップいけのしまケアプ ランステーション	宝塚市泉町6-33	一般財団法人保健福祉サー ビス公社	宝塚市小浜4-5-6
小野市地域包括支援センタ ー	小野市王子町801	小野市長 蓬 莱 務	小野市王子町806—1

はまさか訪問看護ステーション	美方郡新温泉町二日市177	新温泉町長 西 村 銀 三	美方郡新温泉町浜坂2673—
柏原赤十字訪問看護ステー ション	丹波市柏原町柏原259—1	日本赤十字社	東京都港区芝大門1-1-3

#### 兵庫県告示第377号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更の届出があった。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称等の変更の届出があった指定施術機関

	名 称	住 所	施術所	所在地	変更内容
清	* 水 一 人	三田市藍本3932—12	整骨院体心堂	宝塚市仁川月見ガ丘 2 ―59― 1 階	名称
神	野 貴 史	川西市清和台東2-4-14- 512	同上	同上	同上

#### 兵庫県告示第378号

昭和45年兵庫県告示第1405号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び神戸県民センター神戸農林振興事務所 に備え置いて縦覧に供する。

^^^^^

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市に係る部分の一部を次のように改める。

2中「桑坂」を「桑坂 (別図(21)を除く。)」に改める。

#### 兵庫県告示第379号

昭和45年兵庫県告示第1638号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

小野市に係る部分中4を次のように改める。

4 現況山林(農用地等として利用する大字粟生町字一文字山、字大谷、大字河合西字門割山及び小田開拓農地を除く。)の土地であって、次の図面の黄緑色で着色した部分に該当するものの区域

^^^^^^^^^^

# 兵庫県告示第380号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を平成31年3月18日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方 裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った 日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	溝谷池地区	平成31年4月2日から 同 月22日まで	神戸市 西区役所

#### 兵庫県告示第381号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を平成31年3月19日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

^^^^^

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った 日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	大姥池地区	平成31年4月2日から 同 月22日まで	三木市役所

#### 兵庫県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年4月2日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

^^^^^

その関係図面は、平成31年4月2日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類			Į		道	路 0	) 🗵	域		
路	線	名		区	間		旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道				三田市志手原字北善光同 市尼寺字中角1322		)	旧	6.0から 15.0まで	831. 0	
三 田	篠	Щ	線	三田市志手原字芥子山同 市尼寺字中角1322		)	新	8.0から 16.0まで	813. 0	

#### 兵庫県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年4月2日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

^^^^^

その関係図面は、平成31年4月2日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道	路	の1	重業	買			道	路	0)	X	域		
路		· 線		名		区	間			旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道					姫路市飾東	町八重畑	字鹿ノ倉186	番2か	Ğ,	田	7.0から 20.0まで	324. 0	一部 予定地
3	7	2	2	号	同 市飾東	町八重畑	字壹反郷990	番2ま	で	新	8.0から 23.0まで	324. 0	一部 予定地

#### 兵庫県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年4月2日から供用を開始する。

^^^^^^^^^^^^

その関係図面は、平成31年4月2日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道 路 <i>O</i>	) 🗵	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道	三田市福島字上龍王谷148番1から	旧	11.0から 16.0まで	82. 0	
1 7 6 号	同 市福島字下龍王谷136番1まで		13.0から 18.0まで	82. 0	
県道	道 三田市志手原字大下547番から			239. 0	
川西三田線	同 市志手原字横尾912番1まで	新	10.0から 20.0まで	239. 0	

# 兵庫県告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年4月2日から供用を開始する。

^^^^^

その関係図面は、平成31年4月2日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類		道	路	の 区	域		
路線名	区	間		旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道	篠山市東木之部字畑ノ谷坪125番1から 屋線 同 市東木之部字竹ノ下坪105番1まで		7.0から 12.0まで	167. 0	
長安寺西岡屋線			9.0から 14.0まで	167. 0	
県道	丹波市山南町小野尻字開中712番から 白 原 線 同 市山南町小野尻字カイチ544番5まで		7.0から 20.0まで	826. 0	
多可柏原線			9.0から 22.0まで	826. 0	

# 兵庫県告示第386号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年4月2日から供用を開始する。

^^^^^

その関係図面は、平成31年4月2日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種	類		道	路	の <u>区</u>	域		
路線	名	<u>X</u>	間		旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道		淡路市志筑1860番1から			旧	7.0から 14.0まで	133. 0	
志筑郡家	え 線	同 市中田16番1まで			新	11.0から 16.0まで	133. 0	

# 兵庫県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成31年4月2日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類		道路の	) <u>区</u>	域		
路線名	区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道明石市大久	保町谷八木字高	<b>高町870番1から</b>	田	7.0から 9.0まで	223. 0	
明石高砂線同市大久	保町谷八木字土	<u>-</u> 林909番1まで	新	16.0から 16.0まで	223. 0	予定地

国道		加古川市加古川町本町字春日前新田291番	旧	12.0から 17.0まで	670. 0	
2	号	同 市米田町平津字土橋719番まで	新	25.0から 61.0まで	670. 0	一部 予定地

#### 兵庫県告示第388号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、兵庫県営住宅の使用料の収納事務を、神鋼不動産ジークレフサービス株式会社、株式会社東急コミュニティー及び株式会社兵庫県公社住宅サービスに次のとおり委託した。

^^^^

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称 使用料
- 2 委託した事務の範囲

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23号)第59条に規定する使用料の収納 事務

- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
  - (1) 神戸市脇浜町2丁目8番20号

神鋼不動産ジークレフサービス株式会社

取締役社長 近藤 治

- ② 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
  - 株式会社東急コミュニティー

代表取締役社長 雜 賀 克 英

③ 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

株式会社兵庫県公社住宅サービス

代表取締役 髙 月 建 守

4 委託年月日

平成31年4月1日

5 収納の方法

収納受託者は、兵庫県営住宅の使用料を収納するときは、その権限があることを示す委託証明書を納入義 務者に示し、領収書を交付するものとする。

^^^^^

### 兵庫県告示第389号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり旧高等学校奨学資金貸与規則(平成14年兵庫県教育委員会規則第14号)及び旧地域改善対策奨学資金貸与規則(昭和62年兵庫県教育委員会規則第10号)に係る奨学資金貸付金償還金の収納事務を委託した。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 委託した歳入の名称

高等学校奨学資金貸与事業及び地域改善対策奨学資金貸与事業に係る奨学資金貸付金償還金

2 委託した事務の範囲

奨学資金貸付金償還金の収納事務

- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
  - 東京都中央区晴海3丁目12番1号

中央債権回収株式会社 代表取締役 金 子 知 之

4 委託年月日

平成31年4月1日

5 収納の方法

収納受託者は、貸付金の償還金の収納をするときは、その権限のあることを示す証票又は委託証明書を納 入義務者に示すものとする。

## 公告

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

川辺郡猪名川町広根字東郷1番1、1番3の一部、1番4の一部、1番5、1番5地先里道 同 郡同 町広根字天尾23番1、23番2の一部、23番3、24番、24番2、25番1、25番2の一部、25番 3、25番4、26番2、27番、27番2、25番4地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

川辺郡猪名川町清水字八ノ坪57

三栄建設工業株式会社 代表取締役 安 井 一 弘

3 許可年月日及び許可番号

平成31年3月13日

兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-3-2号(30猪名川)